

■ 全国の信用保証協会のご案内

北海道信用保証協会	〒060-8670 札幌市中央区大通西14-1 (011)241-2231
青森県信用保証協会	〒030-8541 青森市新町2-4-1 (017)723-1351
岩手県信用保証協会	〒020-0062 盛岡市長田町6-2 (019)654-1500
宮城県信用保証協会	〒980-0014 仙台市青葉区本町2-16-12 (022)225-6491
秋田県信用保証協会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 (018)863-9011
山形県信用保証協会	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 (023)647-2245
福島県信用保証協会	〒960-8053 福島市三河南町1-20 (024)526-2331
新潟県信用保証協会	〒951-8640 新潟市中央区古町通7-1010 (025)210-5131
茨城県信用保証協会	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 (029)224-7811
栃木県信用保証協会	〒320-8618 宇都宮市中央3-1-4 (028)635-2121
群馬県信用保証協会	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 (027)231-8816
埼玉県信用保証協会	〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (048)647-4711
千葉県信用保証協会	〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8 (043)221-8181
東京信用保証協会	〒104-8470 東京都中央区八重洲2-6-17 (03)3272-3081 <small>(令和5年5月8日より新事務所に移転します。詳細につきましては、ホームページをご覧ください)</small>
神奈川信用保証協会	〒220-8558 横浜市西区桜木町6-35-1 (045)681-7172
横浜市信用保証協会	〒231-8505 横浜市中区山下町22 (045)662-6622
川崎市信用保証協会	〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66 (044)211-0503
山梨県信用保証協会	〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 (055)235-9700
長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市南長野県町597-5 (026)234-7288
静岡県信用保証協会	〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 (054)252-2120
愛知県信用保証協会	〒453-8558 名古屋市中村区椿町7-9 (0120)454-754
名古屋市信用保証協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-12-31 (052)212-3011
岐阜県信用保証協会	〒500-8503 岐阜市藪田南5-14-53 (0120)015-047
岐阜市信用保証協会	〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 (058)265-4611
三重県信用保証協会	〒514-0003 津市桜橋3-399 (059)229-6021
富山県信用保証協会	〒930-8565 富山市総曲輪2-1-3 (076)423-3171

memo

■ プロフィール

保証債務残高(保証利用の残高): 41兆8,817億円
 基本財産(資本金に相当): 2兆237億円
 事業所: 51信用保証協会(本店・本所、支店・支所合計 185ヶ所)
 従業員数: 約6,100名 (令和4年3月末)
 根拠法律: 信用保証協会法

石川県信用保証協会	〒920-0918 金沢市尾山町9-25 (076)222-1511
福井県信用保証協会	〒918-8004 福井市西木田2-8-1 (0776)33-1800
滋賀県信用保証協会	〒520-0806 大津市打出浜2-1 (077)511-1300
京都信用保証協会	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 (075)354-1011
大阪信用保証協会	〒530-8214 大阪市北区梅田3-3-20 (06)6131-7567
兵庫県信用保証協会	〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 (078)393-3900
奈良県信用保証協会	〒630-8668 奈良市法蓮町163-2 (0742)33-0551
和歌山県信用保証協会	〒640-8158 和歌山市十二番丁39 (073)423-2255
鳥取県信用保証協会	〒680-0031 鳥取市本町3-201 (0857)26-6631
島根県信用保証協会	〒690-8503 松江市殿町105 (0852)21-0561
岡山県信用保証協会	〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23 (086)243-1121
広島県信用保証協会	〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 (082)228-5500
山口県信用保証協会	〒753-8654 山口市中央4-5-16 (083)921-3090
香川県信用保証協会	〒760-8661 高松市福岡町2-2-101 (087)851-0061
徳島県信用保証協会	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 (088)622-0217
高知県信用保証協会	〒780-0901 高知市上町3-13-14 (088)823-3261
愛媛県信用保証協会	〒790-8651 松山市千舟町3-3-8 (089)931-2111
福岡県信用保証協会	〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2-2-1 (092)415-2600
佐賀県信用保証協会	〒840-8689 佐賀市白山2-1-12 (0952)24-4341
長崎県信用保証協会	〒850-8547 長崎市桜町4-1 (095)822-9171
熊本県信用保証協会	〒860-8551 熊本市中央区南熊本4-1-1 (096)375-2000
大分県信用保証協会	〒870-0026 大分市金池町3-1-64 (097)532-8336
宮崎県信用保証協会	〒880-0804 宮崎市宮田町2-23 (0985)24-8251
鹿児島県信用保証協会	〒892-0846 鹿児島市加治屋町14-3 (099)223-0271
沖縄県信用保証協会	〒900-0016 那覇市前島3-1-20 (098)863-5300
(一社) 全国信用保証協会連合会	〒101-8534 東京都千代田区神田司町2-1 (03)6823-1200

信用保証制度のご案内

経営支援

創業支援

Full Power Support

中小企業・小規模事業者のみなさまの“よりよい経営”のために

金融支援

事業承継支援

©光プロダクション

まずは、お気軽にご相談ください。

信用保証協会

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

www.zensinhoren.or.jp



信用保証協会 検索

www.zensinhoren.or.jp

信用保証協会 検索

1

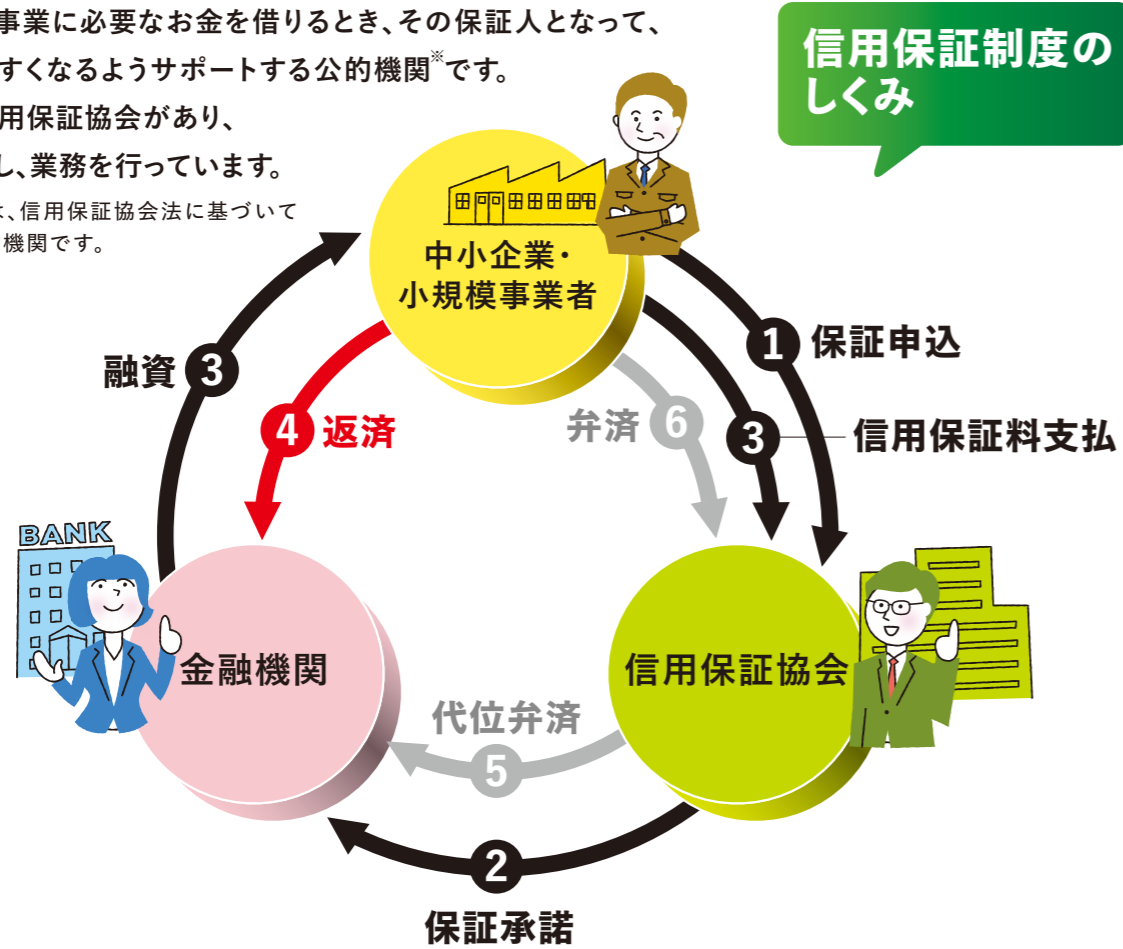
信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の強い味方です。

資金調達をサポートする「公的な保証人」です。

「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者のみならず、金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となって、お金の借りやすくなるようサポートする公的機関[※]です。

全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。

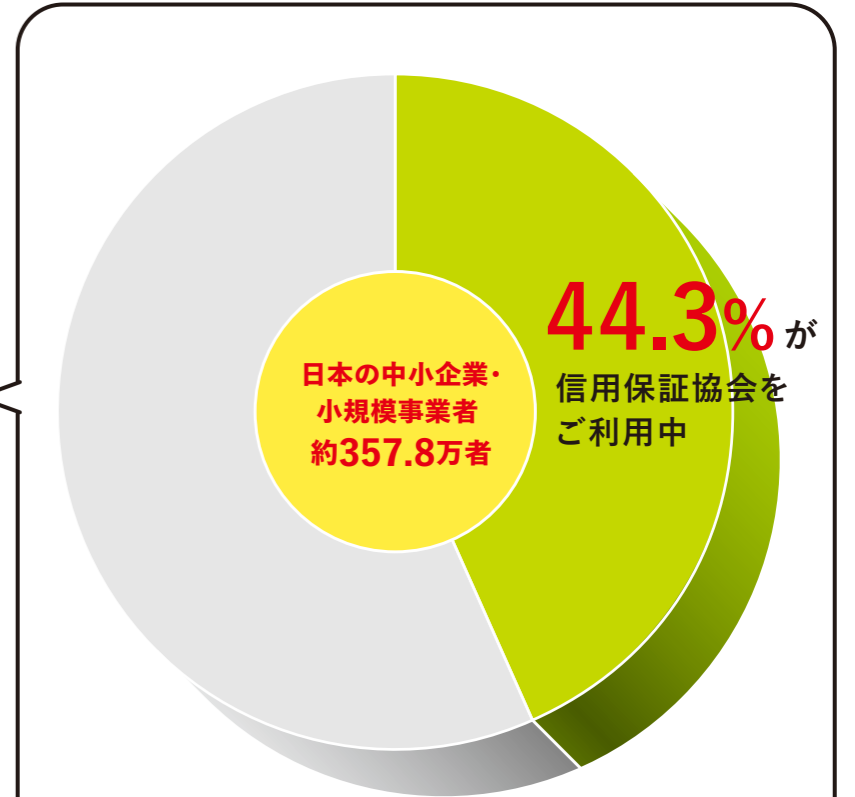
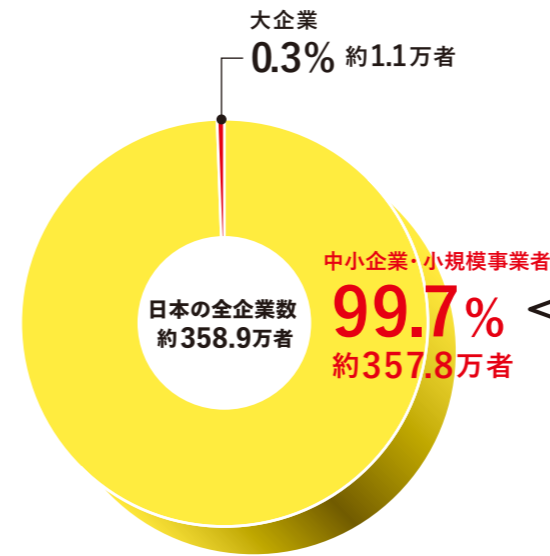
※信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。



- ① 保証申込**
信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。
 - ② 保証承諾**
信用保証協会は、事業内容や経営計画などを検討し、保証の可否を決め、金融機関に連絡します。
 - ③ 融資**
保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。この際、信用保証協会へ所定の信用保証料をお支払いいただきます。
 - ④ 返済**
返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。
 - ⑤ 代位弁済**
万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済いたします。
 - ⑥ 弁済**
信用保証協会へご返済いただきます。
- ※ご返済ができなくなった場合

ご利用状況（全国値）

日本の全企業のうち、**99.7%**が中小企業・小規模事業者です。



中小企業・小規模事業者のうち、**44.3%**（約158.3万者）が信用保証協会をご利用いただいています。

※総務省「平成28年経済センサス-活動調査」
（利用者数 令和4年3月末）



4割以上のみなさまにご利用いただいています。

2

信用保証制度のご利用について

詳しくは、お近くの信用保証協会へお問い合わせください。



ご利用いただける方

個人・法人で、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当していれば対象となります。

業種	資本金	従業員数 (小規模企業者)*
製造業など(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業)並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下 (20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下 (5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下 (5人以下)
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
旅館業	5千万円以下	200人以下 (20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下 (20人以下)

*小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下(一部の業種については5人以下)の会社または個人等をいいます。
 ※原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
 注1) 許認可などが必要な事業を営んでいる場合は、その許認可などを受けていることが必要です。
 注2) ほとんどの業種が保証対象となりますが、一部の業種や営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。詳しくはお近くの信用保証協会の相談窓口にお問い合わせください。



信用保証の内容

保証限度額	2億8,000万円(無担保保証8,000万円+普通保証2億円)																													
資金用途	事業に必要な運転資金・設備資金																													
保証期間	保証制度によって異なる																													
貸付金利	金融機関所定																													
担保	必要となる場合がある																													
連帯保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要(個人事業主の場合は原則不要)																													
信用保証料率	<p>中小企業・小規模事業者の経営状況に応じた9区分から適用 (年率%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">信用保証料率</th> <th colspan="9">料率区分</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>	信用保証料率	料率区分									1	2	3	4	5	6	7	8	9	信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
信用保証料率	料率区分																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					
信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																					

※一般的な保証の内容となります。
 ※保証のご利用にあたっては、所定の審査があります。審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

信用保証料について

信用保証協会では、信用保証をご利用になる対価として、信用保証料を頂いています。頂いた信用保証料は、中小企業信用保険の信用保険料や経費など、制度運営上必要な費用に充当します。なお、信用保証料は、借入金額、信用保証料率、保証期間、返済方法などによって決まります。

信用保証料率について

信用保証料率は、一部の保証制度を除き、中小企業・小規模事業者の経営状況に応じ、原則として9つの料率区分から適用されます。

ほとんどの中小企業・小規模事業者の方がご利用いただけます。

3

信用保証協会は、さらなる発展を応援します。

みなさまのニーズに応じて、様々な取り組みを行っています。

これから事業を始める方、事業拡大のために資金が必要な方、経営のお悩みを改善したい方、事業承継をお考えの方など、ニーズに応じた様々な取り組みを行っています。

創業支援

創業に関する基本的なことから創業計画策定に関する事、創業時及び創業後の資金調達にいたるまで、みなさまの夢の実現に向け、サポートしています。

融資制度や手続きの手順等を丁寧に説明してくれた。創業計画の策定支援までしてくれて、無事、融資を受けられ開業できた。
(飲食店 30代女性)



経営支援

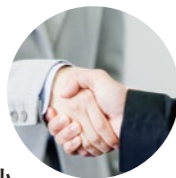
経営改善や事業承継など、みなさまの企業経営における様々な課題の解決に向け、経営相談や専門家派遣など、経営支援の一層の充実に努めています。

売上減少に困り、協会の経営支援を受けたところ、自社の問題点、課題が洗い出せ、今後の方針、改善策が明確化した。
(服飾小売業 50代男性)



関係機関との連携

各地域の金融機関との連携による資金調達のほか、経営支援への取り組みも進めています。また、商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、法務・会計・税務などの専門家、地方公共団体などと連携し、みなさまをサポートしています。



相談窓口の設置

資金調達に関するお悩みなどについて、相談窓口にてご対応しています。また、自然災害や大型倒産による経営環境の悪化で経営の安定に支障が生じた場合については、「特別相談窓口」を設置し、みなさまのご相談をお受けしています。



保証協会団信

信用保証協会の団体信用生命保険制度(保証協会団信)は、みなさまの事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図る生命保険です。

全国信用保証協会連合会 保証協会団信専用ダイヤル 0120-966-023 *受付時間 月～金曜日9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

なお、保証協会団信は、信用保証協会をご利用いただく方が利用対象となる生命保険であり、**団信加入と保証の諾否とはまったく関係ありません。**加入資格など、保証協会団信の詳細については、全国信用保証協会連合会のホームページをご覧ください。

Q 信用保証協会を利用したいのですが、どうすればよいですか？

A 中小企業・小規模事業者のみなさまが事業を営んでいる都道府県(市)内の信用保証協会、金融機関などの窓口へお気軽にご相談ください。

Q 信用保証協会への相談は無料ですか？

A はい、相談は無料です。信用保証協会をご利用中の方はもちろん、ご利用がない方や創業予定の方からのご相談も無料ですので、お気軽にご相談ください。

Q 保証を申込みした後、どのような審査がありますか？

A 申込書類、決算書などを基に審査を行います。また、企業訪問などにより直接お話を伺うこともあります。

Q 赤字決算でも保証の申込みはできますか？

A 赤字だけを理由にお断りすることはありません。赤字の原因や経営意欲・事業計画などを総合的に検討し判断しています。

Q 信用保証協会を利用するには費用がかかりますか？

A 信用保証協会の保証により金融機関から借入れをされた時に、信用保証料をご負担いただきます。信用保証のご利用に必要なのは、この費用だけです。

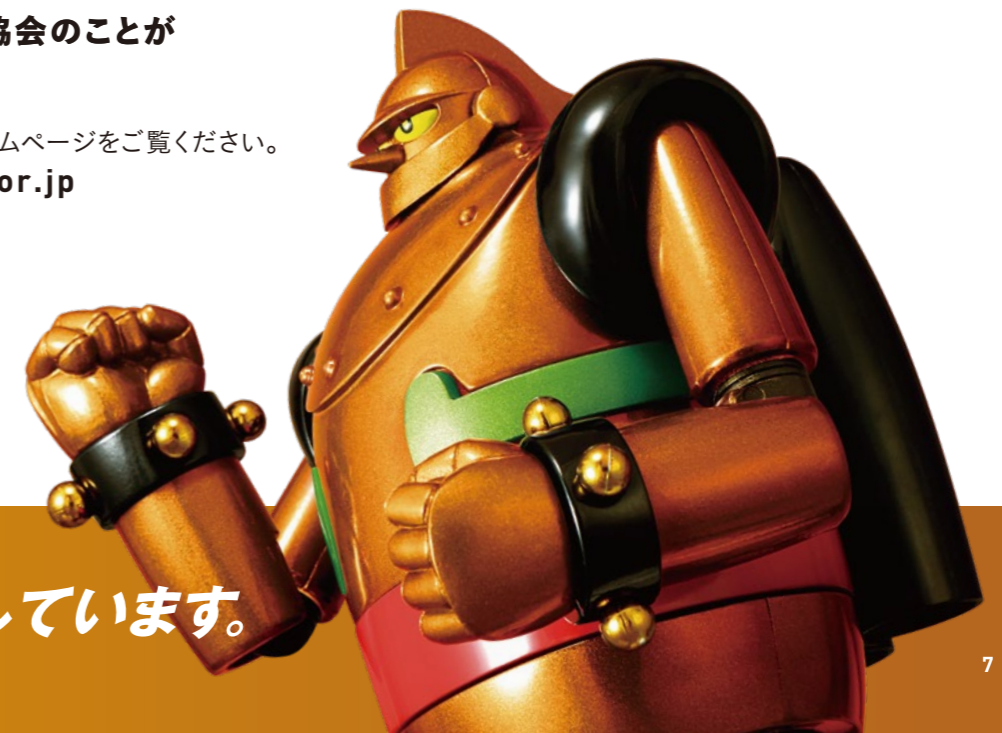
Q 事業を始めたばかりですが、保証の申込みはできますか？

A これから事業を始める方、事業を始めて間もない方を対象とした保証制度をご用意しています。

Q もっと詳しく信用保証協会のことが知りたいのですが・・・

A お近くの信用保証協会のホームページをご覧ください。
www.zenshinhoren.or.jp

信用保証協会 検索



私たちは、様々な取り組みで中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートしています。